

○ 総務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

厚生労働大臣 根元 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示

総務省、厚生労働省、

中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年農林水産省、経済産業省、告示第二号）の一部を次
国土交通省

のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1 創業及び新たに設立された企業の事業活動の促進</p> <p>〔略〕</p> <p>第2 社外高度人材活用新事業分野開拓</p> <p>1 社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関</p>	<p>第1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

する事項

一 計画期間

計画期間は二年から十年間程度とする。

二 新事業活動

「新事業活動」とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の新規中小企業者等にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。

三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によつて、市場において事業を成立させることを指す。「需要が著しく開拓されること」が必要であり、これは新規中小企業者等が、新事業活動によつて、新市場を創出し、消費者の需要を大いに取り込むことで、持続的なキャッシュ・フローを確保し、計画期間内において、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社となることが可能となる程度に新商

品又は新役務の需要を増加させることをいう。

2 社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有すべき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項

一 社外高度人材の有すべき知識又は技能は、次のいずれかに関連するものであること。

イ 製品・サービスの開発に貢献すること。

ロ 事業拡大や販路拡大に貢献すること。

ハ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること。

二 社外高度人材の新事業分野開拓に対する貢

献の内容は、当該社外高度人材の有する知識又は技能に応じ、前号に掲げるいずれかに該当するものであること。

三 社外高度人材の活用方法は、雇用（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百二十三条に規定する雇用をいう。）以外の方法であつて、当該新規中小企業者等と当該社外高度人材の間の契約に基づくものとする。

3 社外高度人材活用新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 国は、新規中小企業者等に対して、必要な制度概要等の情報の周知徹底に努めるものとする。

-
- 二 国は、新規中小企業者等が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項の規定に基づき社外高度人材活用新事業分野開拓計画に係る認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。
- 三 関係省庁は密接に連携し、主務大臣の決定を迅速に行う等、申請者の立場に立った制度運用に努めること。
- 四 国は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき、合理的かつ客観的な認定基準を設定した上で、適切な認定を行い、認定後も当該計画の実施状況について継続的な確認に努めるなど、適切な運用を行うこと。
-

第3・第4 「略」

第5 経営力向上

1 「略」

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 「略」

二 要件

イ 「略」

ロ 他の事業者から取得した又は提供された
経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を

第2・第3 「略」

第4 経営力向上

1 「略」

2 経営力向上の実施方法に関する事項

一 「略」

二 要件

イ 「略」

ロ 他の事業者から取得した又は提供された
経営資源を利用する場合

(1) 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を

促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第二条第十二項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

(2) 「略」

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一〇九 「略」

十 計画認定の対象

促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

(2) 「略」

3 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一〇九 「略」

十 計画認定の対象

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年
政令第二百一号）第八條第二項第一号及び第
二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる
法人が作成する経営力向上計画については、
医業又は歯科医業のみに係る計画について認
定の対象とする。

457 「略」

第6・第7 「略」

第8 中小企業の事業継続力強化

1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事
項

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年
政令第二百一号）第二條第二項第一号及び第
二号並びに第四項第一号及び第二号に掲げる
法人が作成する経営力向上計画については、
医業又は歯科医業のみに係る計画について認
定の対象とする。

457 「略」

第5・第6 「略」

「新設」

一 事業継続力強化

「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

イ 自然災害等の発生が事業活動に与える影響の想定

中小企業者が事業継続力強化に資する適切

な対策及び取組を行うためには、発生しうる自然災害等について、事業活動に与える影響を想定することが求められる。

ロ 事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する事前対策の実施

事業継続力強化に当たっては、イに基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、四から十までに掲げる具体的な事前対策を行うことが求められる。

ハ ロに掲げる対策の実効性を確保するための取組

ロに掲げる対策の実効性を確保するために

は、十一に掲げる実効性を確保するための取組を平時から実施することが求められる。

二 事業継続力強化の目標

事業継続力強化の目標は、事業継続力強化の必要性を認識した上で、必要となる具体的な対策及び取組の内容を検討する際の判断基準となる。そのため、事業継続力強化に当たっては、その目標を定めることが求められる。

事業継続力強化に向けては、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響を踏まえた上で、事業継続力強化の目標を達成するた

めに必要となる具体的な対策及び取組の計画を定め、実施することが求められる。

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象に直接又は間接に起因するリスクが考えられる。中小企業者には、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用し、自らの事業環境をめぐる自然災害のリスクを認識し、当該リスクを踏まえた事業活動に与える影響を想定することが求められる。そのため、中小企業者の事業継続力強化

については、右に掲げる自然災害のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象とする。

加えて、例えば、自然災害に起因しないサイバー攻撃によるリスク等を踏まえた事業活動に与える影響を想定することも求められる。

三 計画期間

計画期間は三年以内とする。

四 事業継続力強化に資する対策及び取組

次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ

効果的な対策及び取組を選択して実施する
ものとする。

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

(2) 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

(3) 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入

(4) 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

(5) 事業活動を継続するための重要情報の保護

(6) 親事業者、政府関係金融機関その他の

者による事業継続力強化に係る協力

(7) 事業継続力強化の実効性を確保するための取組

五 自然災害等が発生した場合における対応手

順

イ 自然災害等が発生した場合における初動対応を的確に行うことは、事業活動の継続に向けた第一歩となる。そのため、自然災害等が発生した場合における初動対応手順をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法

、建物や機械・設備、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内
の緊急時体制の構築方法、下請や地方公共
団体、商工団体等の関係機関への被害状況
の共有方法等が挙げられる。

六 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備

イ 自然災害等が発生すると、従業員自身が被害を受けるだけでなく、従業員の家族、住宅・関係インフラ等への被害が生じ、自然災害等が発生する前と同様の人員体制を取ることが難しくなることも考えられる。
そのため、自然災害等が発生した場合にお

ける対応の際に必要な人員体制の整備方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、自然災害等が発生した場合における安全を確保した上で行う従業員の参集体制・勤務ルールの整備、一人の従業員が複数の業務に対応することを可能とする従業員教育の実施、従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化、他者との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の構築等が挙げられる。

七 事業継続力強化に資する設備、機器及び装

置の導入

イ 主要な機器及び装置の損壊防止、従業員
の安全確保、事業活動の継続や早期復旧を
実現する観点から、事業継続力強化に資す
る設備等を導入することは有効である。そ
のため、リスク認識や事業活動に与える影
響を踏まえ、事業継続力強化に資する設備
、機器及び装置の導入を検討することが求
められる。

ロ 具体的には、例えば、停電に備えた自家
発電設備の導入、水害被害に備えた止水板
や排水ポンプの導入、配電盤等の重要設備
の高所設置、地震に備えた機器の固定や精
密機器への制震・免震装置の導入、重要施

設の耐震化、津波に備えた高台移転等が挙げられる。

ハ なお、事業継続力強化に資する設備投資に当たっては、自らの経営状況等を踏まえつつ、適切かつ効果的な設備投資の内容及び規模を検討することが必要である。

八 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

イ 自然災害等が発生すると、復旧に向けた資金が必要になるほか、従業員の給与や設備リース料等の固定費支出に関する資金の確保が必要となる。そのため、自然災害等が発生した場合に必要な資金規模を想

定した上で、資金繰り対策（リスクファイナンス対策）について、あらかじめ検討しておくことが求められる。

ロ 具体的には、例えば、適切な自己資金の確保、融資枠の手配や自然災害等の発生後に活用できる融資制度の確認、損害保険や火災共済への加入等のリスクファイナンス対策が挙げられる。

ハ なお、損害保険や火災共済への加入については、リスク認識や事業活動に与える影響を踏まえ、水害対応の損害保険又は火災共済における事業継続に必要な施設、機器及び装置に対する補償の有無を確認すると

ともに、補償水準の充分性、休業損失や休業中の固定費負担に備える休業補償保険や事業用物件用の地震保険の必要性を検討することが必要である。

九|| 事業活動を継続するための重要情報の保護

イ|| 自然災害等が発生すると、紙や電子データで保管されている、売上帳、仕入れ帳、固定資産台帳等の帳簿、注文書、契約書、領収書又は製品の設計図等の関連書類が紛失・消失し、取引情報、財務情報、事業活動に供される施設及び設備の設置状況等の情報が散逸・滅失するおそれがある。そのため、自然災害等が発生した場合に重要情

報が散逸・滅失しないよう、重要情報の保護の方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

ロ 具体的には、平時から重要情報を適切に管理するとともに、例えば、当該情報の電子化・バックアップや紙書類のコピーの作成等の重要情報の複製化、浸水被害が想定されない高所における保存等の対策の実施、クラウドサーバーを活用した電子情報の保管等が挙げられる。

十一 親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力

中小企業者にとって、様々な経営課題の中

で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

事業継続力強化を行う中小企業者を取り巻く関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のよう

なものが想定される。

イ サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、下請協力会や業界単位での取組の支援等

ロ 損害保険会社が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援等

ハ 政府関係金融機関、地域銀行・信用金庫

・信用組合等の地域金融機関が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援等

ニ 地方公共団体が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施等

ホ 商工会及び商工会議所が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継

継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発

、事業継続力強化計画の策定に関する指導

・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害

状況の把握及び地方公共団体への報告等

～ 中小企業団体中央会が行う、組合を通じ

た、リスク認識に向けた注意喚起、事業継

続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発

、事業継続力強化計画の策定に関する指導

・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等

国は、これら中小企業者を取り巻く関係者

による中小企業者の事業継続力強化に係る

協力の先行的な取組事例について、普及啓
発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続
力強化に当たっては、例えば、親事業者が下
請中小企業者に対して、一方的に防災関連の
設備投資を指示し、そのコストを不当に当該
下請中小企業者に負担させる、あるいは、親
事業者が下請中小企業者に対して、当該下請
中小企業者以外の者による代替生産を可能と
するために、一方的に製品に関する営業秘密
の無償提供を求める等、親事業者は下請中小
企業者にとって過大な負担を一方的に押しつ
けることがあってはならない。親事業者には

、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一 事業継続力強化の実効性を確保するための取組

イ 事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合に実効性のある対応を実行する

ことが求められる。そのため、中小企業者には、その経営者が主導的な役割を果たしつつ、実効性を確保するための取組を実施することが求められる。

ロ 具体的には、例えば、自然災害等の発生時を視野に入れた平時の推進体制の整備、従業員向けの定期的な訓練及び教育の実施、自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し等が挙げられる。

2 連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一 連携事業継続力強化

1 に掲げる事業継続力強化を効果的に進め

るに当たっては、個々の中小企業者が事業継続力強化に資する対策及び取組の全てを自ら講ずるにとどまらず、他者と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。

そのため、1に掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、例えば、国内外を問わず、遠隔地に所在する同業他者との間で、自らの設備に被害が生じた場合に代替生産を行う体制を構築する等、二以上の中小企業者（連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者を含む

む。以下「連携事業者」という。）が連携して事業継続力強化を行う取組も支援対象とする。

なお、連携事業継続力強化の取組は、連携事業者がそれぞれ製造する製品等の販売協力や、各者の技術を用いた新製品等の共同開発にも資する可能性がある。また、連携事業者の従業員の交流によって、人材の育成や業務の効率化が図られ、その結果、連携に取り組む複数の事業者それぞれの事業発展にもつながりうる。連携事業継続力強化を行うに当たっては、平時の事業発展も念頭に置いた取組を行うことが重要である。

また、連携事業継続力強化は、連携事業者の競争上の地位その他適正な利益の保護に相互に配慮しつつ取り組むとともに、連携事業者それぞれの経営判断に基づき、信頼関係を構築しつつ、段階的に取組を進めていくことが重要である

二 連携事業継続力強化の目標

1の二に掲げる事項を踏まえ、連携事業継続力強化の目標を設定するものとする。連携事業継続力強化については、とりわけ、連携事業者の相互発展に資する目標を定めることが求められる。

三 計画期間

計画期間は三年以内とする。

四 連携事業継続力強化における連携の態様

連携事業継続力強化における連携としては

次のイからハまでの態様が想定される。

なお、連携事業継続力強化を行うに当たっては、協定等を整備し、連携事業者の役割分担等をあらかじめ決定しておくことが求められる。

イ 組合等を通じた水平連携

同業種又は異業種に属する複数の中小企業業者で構成される組合等が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に関する協定等を締結

し、当該協定等に基づき、代替生産の実施、復旧等に必要な人員や設備の融通、原材料・部品の確保の協力、車両・倉庫等の相互利用、災害対応設備等の共同導入・利用等、複数の中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ロ サプライチェーンにおける垂直連携

原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継

継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ 地域における面的連携

工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数の中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、地方公共団体や自治会組織等、地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係の

構築等、地域における面的連携により、事業継続力強化に取り組むこと。

五 連携事業継続力強化に資する対策及び取組

連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、1の四から1の十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び

取組を選択して実施するものとする。

イ 自然災害等が発生した場合における対応

手順

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者が行う初動対応手順をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

具体的には、1の五に掲げる事項に加え、例えば、連携事業者が行う、自然災害等が発生した場合における情報の共有方法や対外的窓口の一元化方法、連携した初動対応を発動するための基準の策定等が挙げられる。

ロ 自然災害等が発生した場合における人員確保に対する対策

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者が行う人員体制の整備方法をあらかじめ決定・共有しておくことが求められる。

具体的には、1の六に掲げる事項に加え、例えば、連携事業者が行う人員派遣の在り方を決定しておくことや、復旧に必要な連携事業者それぞれの人員体制を共有すること等が挙げられる。

ハ 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入

連携事業継続力強化においては、中小企業者単体では導入が難しい事業継続力強化に資する設備、機器及び装置を共同で導入使用することを検討することが求められる。

具体的には、1の七に掲げる事項に加え、例えば、停電に備えた自家発電設備等、自然災害等が発生した場合において連携事業者が共同で使用できる設備等の設置や、当該設備等の共同使用ルールを策定すること等が挙げられる。

二 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者それぞれが事業活動を継続するための資金の調達手段をあらかじめ検討し、相談しておくことが求められる。

具体的には、1の八に掲げる事項に加え、例えば、損害保険契約の締結状況等、連携事業者が事業活動を継続するための資金の調達手段の確保状況を相互に確認すること、組合等を通じた水平連携において、複数の組合員企業が組合を通じて保険に加入することで、保険加入手続きを効率化すること等が挙げられる。

ホ 事業活動を継続するための重要情報の保護

連携事業継続力強化においても、連携事業者が事業活動を継続するに当たっては、復旧・事業活動の継続に向けた重要情報が必要となることから、単独で行う事業継続力強化と同様に、連携事業者それぞれが事業活動を継続するための重要情報の保護の方法をあらかじめ決定しておくことが求められる。

具体的には、1の九に掲げる事項に加え、例えば、重要情報のバックアップ状況等連携事業者が事業活動を継続するための

重要情報の保護状況を相互に確認すること
、製品の設計データや生産ノウハウを相互
に共有することにより代替生産を行える体
制を整えること等が挙げられる。

へ
親事業者、政府関係金融機関その他の者
による事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で
行う事業継続力強化と同様に、中小企業者
を取り巻く関係者による働きかけや支援が
重要となる。

そうした関係者による取組としては、1
の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企
業団体中央会、商工会又は商工会議所によ

る連携事業継続力強化の取組を組成するた
めの斡旋・情報交換の場の設定、親事業者
がサプライチェーン全体の事業継続力を強
化するために行う複数の下請中小企業者を
対象とした一括支援等、地方公共団体が行
う地域における面的連携の仲介や環境整備
等が挙げられる。

ト
連携事業継続力強化の実効性を確保する
ための取組

連携事業継続力強化においては、連携事
業者が有機的に連携して実効性のある対応
を講ずることが必要である

具体的には、1の十一に掲げる事項に加

え、例えば、連携事業者による定期的な情報交換、全ての連携事業者が参加する平時からの推進体制の整備や訓練の共同実施、地方公共団体やインフラ事業者との定期的な情報交換等が挙げられる。

3 事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき

事項

一 計画進捗状況についての調査

国は、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の進捗状況を調査するものとする。また、中小企業者に対して、事業者自身が、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の進捗状況を定期的に点検すること

を推奨し、事業者が行った自己評価の実施状況も調査するものとする。

二 外部専門家や第三者認証制度等の活用

国は、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の認定、計画の進捗状況の調査、指導・助言等を行うに当たっては、本方針に加え、「事業継続力強化計画作成指針」及び「中小企業BCP策定運用指針」又は「事業継続ガイドライン」を活用するとともに、必要に応じて外部の専門家の知見を活用するものとする。特に、事業継続に積極的に取り組む事業者等を認証する制度である国土強靱化貢献団体認証制度、事業継続マネジメント

システムの国際規格である ISO 22301

その他の事業継続力強化に資する第三者認証
制度との連携を図るものとする。

三 事業継続力強化及び連携事業継続力強化の
普及

国は、中小機構、地方公共団体を始めとする
中小企業者を取り巻く関係者等、幅広い主
体と連携し、事業継続力強化及び連携事業継
続力強化の普及拡大に努めるものとする。成
功事例の蓄積・紹介は、中小企業者に対して
事業継続力強化及び連携事業継続力強化の
重要性を周知し、取組を促す効果が大きいこ
とを踏まえ、それらの効果的な広報を展開す

るものとする。

四 関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

五 自然災害に起因しないリスクに対する事業継続力強化

国は、中小企業者の事業継続力強化に向けた取組の促進に当たっては、サイバー攻撃等、自然災害に起因しないリスクを踏まえた事業継続力強化の必要性についても、引き続き

<p>検討するものとする。特に、情報セキュリティ対策については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」等の活用を含めて検討するものとする。</p> <p>第9 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備</p> <p>備</p> <p>〔略〕</p>	<p>第7 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備</p> <p>備</p> <p>〔略〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 月 日）から施行する。